

○農林水産省告示第六百五十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百五十六条第一項の規定に基づき、園芸施設共済共済価額設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

園芸施設共済共済価額設定準則

1 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第五百九条第一項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済関係が、特定園芸施設（法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）のみを共済目的としている場合にあつては第一号に掲げる金額、特定園芸施設に併せて附帯施設（同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあつては第一号及び第二号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて施設内農作物（同項第二号に規定する施設内農作物をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあつては第一号及び第三号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的としている場合にあつて

は第一号から第三号までに掲げる金額の合計金額とする。

一 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額

イ 特定園芸施設がガラス室（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合 当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額に、ガラス室の時価現有率（特定園芸施設の価額の再建築価額に対する割合又は附帯施設の価額の再取得価額に対する割合として別表第一に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額

ロ 特定園芸施設がプラスチックハウス（主としてプラスチックフィルム若しくは通気性を有する被覆材により被覆されている特定園芸施設又は屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合 当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額にプラスチックハウスの時価現有率を乗じて得た金額と、当該特定園芸施設のプラスチックフィルム、通気性を有する被覆材又は合成樹脂板（以下「プラスチックフィルム等」という。）の共済責任期間開始の時ににおける再取得価額（共済責任期間開始の時に未被覆であるプラスチックハウスについては、当該共済責任期間開始後に被覆する予定のプラスチックフィルム等の再取得価額）

に被覆経過割合（プラスチックフィルム等の価額の再取得価額に対する割合として別表第二に定める割合をいう。）を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二 附帯施設の共済責任期間開始の時ににおける再取得価額に、附帯施設の時価現有率を乗じて得た金額

三 特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額（当該特定園芸施設がプラスチックハウスである場合にあっては、当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額と、当該特定園芸施設のプラスチックフィルム等の共済責任期間開始の時ににおける再取得価額（共済責任期間開始の時に未被覆であるプラスチックハウスについては、当該共済責任期間開始後に被覆する予定のプラスチックフィルム等の再取得価額）とを合計して得た金額）に、施設内農作物価額算定率を乗じて得た金額

2 前項の特定園芸施設の再建築価額は、当該特定園芸施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額とする。ただし、プラスチックハウスに係るものにあつては、プラスチックフィルム等の再取得価額を除いた金額とする。

3 前二項の再取得価額は、附帯施設に係るものにあつては当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とし、プラスチックフィルム等に

係るものにあつては、当該プラスチックフィルム等と同一の材質、厚さ、面積及び型を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とする。

4 第一項第三号の施設内農作物価額算定率は、当該施設内農作物を標準的な経営において栽培したとした場合に要する経費の当該特定園芸施設の再建築価額に対する割合として別表第三に定める率とする。ただし、法第十一条第二項に規定する都道府県連合会又は法第二百条に規定する特定組合等が、農林水産省経営局長の承認を受けて、一定の区域につきその区域内の施設内農作物の栽培実態に応じてこれと異なる率を定めた場合は、当該定めた率とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。